

(2021年11月19日講演)

### 13. 「太平洋クロマグロをはじめとするマグロ類の資源管理の現状について」

水産庁資源管理部国際課 課長補佐(かつお・まぐろ漁業班担当) 三輪剛志氏

水産庁国際課でカツオマグロ漁業の担当をしている課長補佐の三輪です。今日は、太平洋クロマグロを中心に国際的な情勢に加え、種々の漁業管理における課題や問題があるので、それをトピック的に紹介させてもらえればと考えている。なるべく広い話題を提供させてもらおうということで、水産庁でいろいろ使っている資料を集めて説明資料とさせてもらっている。私もすべて担当しているわけではないが、知っている限りなるべく幅広い話題を提供させてもらえればと思うので、どうかよろしく願います。

釈迦に説法になってしまうところもあるが、太平洋クロマグロの分布海域については、ご案内のとおり太平洋クロマグロは日本の近海で産卵して、その後遠くに行く魚としてはメキシコ沖まで広く回遊している、あるいは南半球のほうにまで分布域が広がっているという、いわゆる高度回遊性魚類となっており、もちろん日本だけの取り組みではなく、国際的な取り組みが資源管理において必要になっている(資料 P2)。

そういったこともあり、カツオ・マグロ類は高度回遊性魚類という形で国連海洋法条約に位置付けられていて、それぞれの海域で地域漁業管理機関、いわゆる RFMO が設置されている。日本は遠洋マグロはえ縄船が世界中で操業しているという観点からすべての管理機関に加盟しているところであるが、今回話題になっている太平洋クロマグロは、資料 P2 にあったとおり太平洋にまたがって分布していることもあり、この赤枠で囲っている IATTC と WCPFC の 2 つの RFMO によって資源管理の基本的な管理措置が定められている(資料 P3)。

資料 P4 は参考であるが、各国の太平洋でのクロマグロの国別の漁獲量と漁法別の漁獲量の推移である。日本の漁獲量は、かなり多数の漁獲量を占めていることと、漁法別で見るとまき網が多い。

この太平洋クロマグロのいわゆる資源管理措置というのは、先ほど話したとおり 2 つの国際機関で管理が行われていることもあり、協調した管理措置が採択されているところである。大きな目標としては、漁獲戦略という概念を導入しており、資源の管理目標を定め、その目標に対して達成確率を科学的に計算し、それが回復に向かうような道筋を確保した上で、漁獲可能量が決定していくような方式になっていて、クロマグロについては暫定回復目標と時期回復目標の 2 つの管理目標が定まっている。こうした目標に対して現在の資源量の水準は、残念ながら暫定回復目標よりもまだ下の段階にあるのだが、今少しずつ回復してきているような状況である。この管理目標に対して漁獲量の限度をどう定めるかというところで、漁獲制御ルールがある。これは科学機関で 2 年に一度定期的に資源状況を

レビュー確認して、今のままの漁獲量制限で管理していくとどのくらいの割合で暫定回復目標を達成できるかを計算する。その計算の結果が 60%を下回った場合、つまり予想していたより資源の回復が遅れているような場合については、60%に戻るよう管理措置を自動的に強化、つまり漁獲量の上限を下げるというルールが 1 つ定まっている。2 つ目のルールは、予想より資源の回復が上振れした場合、思ったより回復が早くて達成確率が非常に高くいつている場合、今資源の状況はこちらのほうに該当しているのだが、75%を上回った場合は 2 つの管理目標がそれぞれ 70%、60%以上という所定の達成確率を確保する範囲で増枠を検討することができるという規定が定まっている。この規定を使って日本は過去 3 年ぐらい増枠の提案をしてきている。こういった目標の下に具体的な漁獲量の上限が定まっており、小型魚と大型魚とそれぞれ漁獲上限が定まっている。併せて、この目標を達成するという観点で東部太平洋も漁獲上限が定まっている。こちらは大型魚だけの漁獲量上限になっている（資料 P5）。

次に、資料 P6 は増枠シナリオに基づく将来予測で、先ほどの管理目標に対応する表であるが、現在の漁獲上限をどのくらい増加させたらそれぞれの海域で資源回復目標の達成確率がどのくらい変わるのかというシミュレーションを、ISC というマグロに関する科学機関が推計している。今回分析されているどのオプションを使っても資源の回復目標は十分達成できるという結果になっている。この赤く囲っているところは、あまり正しくはないのだが、今年日本は 20%それぞれ増加させるという提案を 7 月の IATTC と WCPFC の合同作業部会で提案した。ただ、議論の結果、大型魚の 15%アップというところだけ残る形で合意がなされている。その後 9 月の北委員会でもその案が採択され、その後の IATTC の年次会合でも採択されている。あと最後のハードルとしては、今月末から開催される WCPFC の年次会合でこの案が議論され、ここで採択されれば増枠ができる。ただ、WCPFC はクロマグロだけではなくほかの熱帯マグロ、メバチやキハダといったマグロの資源管理措置も議論するというので、資源管理の話というきれいな話もあれば、いろいろな交渉で各国何を持ってくるか、取ってくるかというディールのような世界もあり、年次会合でこの増枠が取れるかはまだ予断を許さないところであるが、水産庁の交渉団としては何としても増枠を勝ち取れるようにいろいろ最終調整を各国としている状況である。

これまでバックグラウンドとしてクロマグロの国際的な状況を話させてもらった。ここからは国内の管理の状況について触れさせてもらう。資料 P7 は、小型魚の漁獲上限を各大臣管理漁業と都道府県の漁業に配分している配分量の表である。上のほうに漁獲可能性が 4,438.1 トンと書いてある。左側に 9 月 28 日時点の実績が 1,423.2 トンと書かれている。その下に大臣管理区分として 3 つの漁業に区分されているのだが、大中型まき網漁業とカジキ流し網漁業とカツオ・マグロ漁業にそれぞれ漁獲量が配分されている。都道府県については、ほぼ海あり県全部にそれぞれ配分がなされている。

資料 P8 は、大型魚の配分数量である。全体で 5,961.9 トンあり、それが 3 つの大臣管理漁業と各県に配分されているという表である。

この配分の仕方をどう計算しているのかについては、基本的な考え方は水産資源管理分科会や審議会でも説明しているところであるが、配分の考え方のポイントはこのようになっている。基本的な配分としては、WCPFC の管理措置の漁獲上限の基準となっている年があり、それが 2002～2004 年である。この水準から例えば半減しろとか現状維持しろというようなことが WCPFC の規定になっていることもあり、この基準年でのそれぞれの漁業種類や各県の漁獲量を基本とし、さらに直近の獲れ方を考えながら配分する。その上で、実績以外に考慮すべき事項として混獲の回避の問題や経営の依存度等を考えて管理体制が整っていない沿岸漁業に配慮する。結局都道府県への配分に配慮することになるが、そういった点が一つと、あとは WCPFC の国際化交渉を行う上で資源評価が重要になるのだが、その資源評価に使うデータを提供している沿岸漁業の一部のひき縄と、あと近海のマグロのはえ縄に対してデータ収集の確保という観点で配分の考慮を行っている（資料 P9）。

そのほか、各県で枠を守ってもらうということが基本であるが、漁獲枠の融通の仕組みをつくっているところである。クロマグロの回遊は地域ごと季節ごとまちまちであるし、年によって変わることもあり、漁獲量上限の枠の有効利用を図る取り組みで、枠を持っている方同士で話し合ってもらって、交換や融通といったことで話がつけば、それを承認する形で両者間での譲渡ができる。それは小型魚と大型魚の間の交換でもよいし、今漁期と次の漁期との間の交換といったようなこともやっているところである（資料 P10）。

基本的なイメージであるが、基本的には都道府県は都道府県のほうで話をしてもらい、大臣管理漁業もそれぞれ大臣管理漁業の間で話をして融通の協議が調べば融通するが、場合によっては水産庁が仲介して都道府県と許可漁業の間で融通するケースもある（資料 P11）。

この次のスライドは、「沿岸くろまぐろ漁業」と書いているが、クロマグロの数量管理を始めるに当たって一番の問題になったのは、これまで制度上はずっと自由漁業だったひき縄や釣りの沿岸の方々ほどのくらいの隻数があり、その人たちがどのくらいのクロマグロを獲っているのかが、そもそも最初の段階でははっきりしていなかったところである。

そういったことから、こういった漁業を対象に平成 24 年に、漁業法の下で広域的な資源管理に関する指示を行える組織として広域漁業調整委員会というものがあるが、こちらの委員会指示でクロマグロを獲る沿岸の小型漁船の方々に届け出を出してもらうことを開始した。このときは届け出隻数として 1.3 万隻あったと聞いている。その後平成 25 年以降改めて委員会指示を出して、委員会が承認した船だけにクロマグロを獲ってもらう制度に以降している。これが 1.7 万隻になっている。この後は 2 年ごとに更新をしており、今度来年 3 月 31 日にはまた別の更新を行う予定である。この承認の要件としては、以前承認を受けていた人で過去 5 年間に 1 キロでもクロマグロを獲っていることというのが条件である。2 つ目は、採捕停止命令が出た場合には従うことを約束してもらうというものである（資料 P12、13）。

こうした広域漁業調整委員会の承認を受けた漁船の数が資料 P14 の右下に書かれていて、

千隻以上の漁船を持っている都道府県としては青森、長崎、和歌山、山口といったところがあり、かなり多くの漁船が入っている。こういった承認制を導入した後、漁獲量の実績把握、こちらの方々から漁獲量を報告してもらって管理する体制を年々強化し、だんだん整えてきている。

次に、クロマグロの養殖の話を見せてもらう。基本的に漁獲量制限が国際規制ではあるのだが、違法な漁獲、漁獲量制限を守らないで獲ったクロマグロの量を前提とした養殖は違法操業を誘発することにもなるので、水産庁からは漁業法に基づいて種々の指導や制限をかけているところである。2つあり、1つは、漁業法では農林水産大臣が漁業者等に対して漁獲量の報告を命令指示することができる。「報告徴収」と呼んでいるが、クロマグロの養殖を行っている方に対して国から養殖施設の設置状況、種苗の入手先、活け込みの数等を農林水産大臣に報告するような義務付けを行っている。2つ目は、こうした養殖漁場は、漁業法の中では各県の漁業権の免許によって養殖場が設定されているのだが、漁業法の中で大臣から各県に対して漁業権の免許に関する指示を行うことができるという規定がある。その規定を使って各県の1年当たりの天然種苗の活け込み尾数が2011年から増えることのないように漁場計画を作ることや養殖場の漁業権の免許にいろいろ制限条件を付けることを各都道府県に指示している。先ほど小松委員長が言われていた長崎の養殖場の制限というのは、この大臣指示に基づいたものだと思っている（資料 P15）。

次に、遊漁である。遊漁についての基本的な考え方は、漁業者の管理と歩調を合わせて実施していくものと考えており、クロマグロに関する資源管理基本方針でも、資源管理の実施について遊漁者に対して協力するよう指導していくというような書き方をしている。令和2年には遊漁で一体マグロがどのくらい獲れているかという調査を1年間行った。その結果は、全重量で15.8トン、小型魚5.6トン、大型魚10.2トンである。プレジャーボートのほうは、統計的な調査を行うのは困難であるから引き続き情報収集に努めていくような位置付けになっている（資料 P16）。

そういった遊漁者への情報提供をした上で、今年6月に広域漁業調整委員会の指示により初めて遊漁者の方々への規制を導入した。小型魚については採捕を禁止し、獲ってしまった場合にはリリースしてほしいというものが1つである。大型魚については採捕した数量を報告してほしいという指示を行った。ところが、大型魚のほうであるが、その後上がってきた報告の量がわずか2週間程度で10.8トンの報告量があったということで、予想外に漁獲量が積み上がっていたことを受けて、日本海・九州西地区におけるクロマグロを目的とした遊漁を控えるように協力要請を行った（資料 P17）。

ただ、こういった協力要請では遊漁者による漁獲の積み上げに歯止めが利かなかったこともあり、追加的な指示を行った。それは8月21日から来年の5月31日まで遊漁によるクロマグロの採捕を禁止するという委員会指示を出させてもらった（資料 P18）。

今後の管理の方向性であるが、規制に関する呼び掛けを行い、管理状況を取りまとめた試行的取組の③まで今しているということである。今後であるが、こういった広域漁調

の委員会指示による制度の運用を引き続き継続していき、その上でその進捗状況を見て、いずれは漁業と同じような形で遊漁者にも TAC による数量管理に段階的に移行していくような方向付けを水産庁としては考えている（資料 P19）。

資料 P20 は、先ほど小松委員長が話されていたと思うが、来年の 1 月からカツオ・マグロ漁業、いわゆる近海のマグロはえ縄漁業、19 トンの漁船で生のクロマグロを獲る漁業であるが、この漁業者を対象に漁業法に基づく IQ がクロマグロで導入されることになった。その考え方や計算の仕方を紹介させてもらおうと思うが、その前にまだ新漁業法による IQ 制度になじみのない方もおられるかと思い、まずは漁業法に基づく IQ 制度の仕組みを説明させてもらう。これは、TAC が設定され、当然のことながら大臣管理漁業と都道府県ごとにそれが配分されていくのだが、この配分された区分ごとに管理の手法を定めることができる。普通はいわゆる一つのオリンピック方式ということになるので、「大臣管理区分 A」と書いているが、ここは例えば「総量管理」と書いてあり、ここの区分についてはオリンピック方式で管理する。今回カツオ・マグロ漁業について、この管理区分を漁獲割り当てによる管理にすると資源管理基本方針を改正した。それもあり、カツオ・マグロ漁業については今後 IQ を導入する。問題は、個別の漁獲の割り当てをどう配分するかであるが、漁業法で実際に配分するのは漁獲量ではなく、漁獲割り当て割合をまず配分する。これは各漁船の全体のクロマグロの配分量に対する持ち分を示すもので、ここの表に A 丸が 1%、B 丸が 1%、C 丸が 0.5% で D 丸が 0.25% とある。この割合は農林水産大臣が決めたルールで計算するのだが、それは後で説明するが、大臣が割合を漁船ごとに決定する。この割合は今「有効期間 2 年」と書いているが、これはカツオ・マグロの例で、法律上は基本的に最大 5 年間設定し、5 年間この割合が固定されることになる。ただ、資源状況や漁業の状況に応じて有効期間の 5 年を短くすることができるようになっており、カツオ・マグロの場合、今回は 2 年間という設定をしている。この割合が決まると毎年 TAC が決まってカツオ・マグロ漁業の配分量が決まった後は、各漁船の割合を掛けて自動的に毎年それぞれの年ごとに漁船ごとの年次漁獲割当量が設定される。それが A 丸 6 トン、B 丸 6 トン、C 丸 3 トンと書かれているが、こういった形で漁船ごとの年次漁獲割当量が設定され、あとは漁船ごとにこの割当量の範囲の中で漁獲をしてもらうことになるので、原則漁業全体に採捕停止命令はかからなくなる。

こういったものが法律上の文書でどこに書かれているのかを資料 P21 で説明しているが、資源管理基本方針というものがある。これはいわゆる TAC 魚種、TAC の設定された魚種ごとにそれぞれどういう管理をしていくか、あとどういう漁業に区分していくかといったことをかなり詳細に規定している告示になるのだが、大部の文書になる。その中で特定水産資源、これは TAC 資源ということであるが、特定水産資源ごとにどのような大臣管理漁業に区分するか、あとは都道府県に区分することを規定している。割当割合についても決めるのだが、この有効期間を何年にするか、割合をどうやって計算するか、またその割合を与える人はどのような漁業者なのかというような細かいことを規定することができる。割

当割合の有効期間は 5 年が原則と先ほど申し上げたことが書かれているが、短縮することができる。ちなみにであるが、遠洋のマグロはえ縄、遠洋の大型の冷凍マグロを生産している漁業種類でも IQ 制度が既に導入されているが、その導入されている大西洋クロマグロやミナママグロでは、国際交渉がかなりシビアなこともあり、割合は毎年決める。割当割合の設定基準つまりどうやって割当割合を計算するかであるが、法律でいろいろ考えなければいけない要素が決まっており、例えば船ごとの漁獲実績や採捕の実態といったものを勘案して定めるのだが、遠洋のミナママグロと大西洋クロマグロでは直近の 3 カ年の漁獲実績に基づくシェアを基本として設定している。その他で、IQ となっている魚種の漁獲量の報告の期限等を決めている。

そのほか、そういった基本方針に基づいて TAC の設定に関する告示でそれぞれクロマグロが何トン、大臣管理漁業の例えばカツオ・マグロ漁業で何トン、大中まき網で何トン、北海道に何トンと、この告示で細かい数量を決めることになる。そして漁獲割当管理原簿というものがあるが、これは法律に基づいて大臣が各 IQ を配分した漁船の原簿を作成し、その方々で IQ のやりとり、移転もできるのだが、そういったものの経緯も含めてリストを作成しなければいけないことになっている。このリストについては、水産庁のホームページで船の実名入りで公表される。

3 番目が、ITQ の議論にもだいぶ関係があるのではないかと思うが、漁業法の中で漁獲割当割合と年次漁獲割当量の移転に関する手続が定められている。先ほど話していた漁獲割当割合のほうであるが、この移転には一定の条件が課せられていて、「許可の代船・承継」と書いているが、例えばカツオ・マグロ漁業の許可である。この大臣許可漁業の許可と一緒に動くようなイメージを持ってもらえればと思う。例えば私がある船を持っていて、その船に 5 トンのクロマグロの IQ を持っているとする。私が漁業を廃業して、この船を小松委員長に売却したとする。そのときに恐らく私の持っていたカツオ・マグロ漁業の許可も小松委員長に承継することになるのだが、そういった許可が他者に移ったときに、併せて割当割合も移転することができる。したがって、漁船の許可の動きと合わさった形で割合も移転することができるというもの一つである。もう一つは、「同一船主内での移転が可能」とあるが、これは私が例えば 6 隻 IQ の割当を受けた漁船を持っている場合、その 6 隻の中で漁獲割当割合を自由に移転することができる。これが割合のほうの移転の条件である。一方、その下の年次漁獲割当量、実際の毎年割り当てられる量についてはかなりフレキシブルに移転ができるのだが、そもそも割当割合を持っている漁船、割当を受ける資格を持っている方々の間では自由に移転することができる。これは船主が異なっても構わない。したがって、相対というか、その漁業者同士、私は今年クロマグロを獲らないから余った IQ をもう一人の人に譲るという合意が両者でなされれば、双方の名前を書いた移転認可申請書を出していただければ、こちらで認可して移転がなされるという手続になる。いずれの場合も、移転を希望する場合には水産庁に申請書を出してもらって大臣の認可をとるという手続がある。逆に言うと、その手続さえ経てしまえば移転することが

できるというものである（資料 P22）。

資料 P23 は、IQ の罰則の可能性のあるものを整理しているのだが、IQ を超えて採捕が行われた場合は 3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金、刑事罰としてはそういったものがある。あと漁獲物の没収や価額の徴収というものがある。行政罰としては、超過した部分の IQ は来年の割当量から差し引いてしまうという措置をすることができる。あとはあまりにも違反がひどい場合、割合そのものを削減する手続きもすることができる。漁獲量の報告をしない場合、これは IQ の魚種に関係ないのだが、6 カ月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金という規定がある。

今まではクロマグロに限らず全般的な漁業法の中の IQ 制度の一般的な説明も含めて話させてもらった。資料 P24 では、実際にカツオ・マグロ漁業でどのような IQ 制度になっているのかを簡単に示している。操業可能期間は 1 年間、1 月 1 日～12 月 31 日までとなっている。来年の 1 月 1 日からスタートすることになる。割当割合の設定対象者というものがある。割当割合の設定を受ける資格のある人としては、カツオ・マグロ漁業のうち、浮きはえ縄を使う 150 トン未満の漁船となっている。カツオ・マグロ漁業にはマグロはえ縄とカツオ一本釣りの両方が含まれており、この IQ 制度ははえ縄の方のみが対象となっている。150 トンという区切りであるが、実際に生鮮で日本近海でマグロを獲る漁船のサイズの上限までカバーするような数字を探していたときに 150 トンという数字が出てきたので、150 トン未満という規定をしている。割当割合の有効期間は 2 年間となる。したがって今年の年末に割合が設定されれば、2022 年の 1 年間と 23 年の 1 年間は割当割合が有効になる。その後はまた新たに計算し直して割当割合を設定する。この割当割合の計算の仕方が 4 番であるが、実はこれ手挙げ方式の制度になっており、つまり資格のある漁業者が IQ を取得したいと考えられたら、漁業法に基づいて水産庁に IQ 割当割合の設定を申請するという手続きになっている。申請するときには、自分はどのくらいの割合を受けたいか、設定してほしいかという希望量を書いてもらうことになっている。例えば私がカツオ・マグロ漁業に配分された配分量の 10% を IQ として欲しいという場合には、「10%」と書いて申請する。皆さんにそうやっておのおの希望するパーセントを申請してもらう。仮に申請したパーセントが 100% を超えない場合は、何も考えることなく機械的にその希望量がそのまま設定される。ただ、カツオ・マグロ漁業の該当する漁船は 240 隻いるので、1% と書いても全員で 240% となるので、九分九厘 100% を超えるだろうと考えている。申請した割当割合の合計が 100% を超えた場合は、4 番の真ん中に入れてあるとおりの計算をする。具体的にはカツオ・マグロ漁業への配分量の 70% 部分について、過去 3 年の各漁船の漁獲量があるので、その各漁船の漁獲量に応じてそれぞれシェアが出てくるので、そのシェアに応じて 70% 部分を配分する。残りの 30% については均等に各漁船で配分する。ここの計算方法については、カツオ・マグロ漁業者の中でもかなり議論があった。

実はことしカツオ・マグロ漁業者が自主的な IQ をやっており、それは合意された内容が先ほどの沿岸漁業者と同じで完全均等割だった。それは各船の事情等いろいろ考えていく

と到底決めきれないという形で均等割にはなったのだが、クロマグロの漁獲の度合いが各船によってまちまちである。近海のマグロはえ縄漁業は沖縄と高知と宮崎と気仙沼がどころであるが、それぞれクロマグロを獲る時期や海域が異なっており、しかも獲れる量が違う。そういった中、均等配分するとどうしてもこれまでクロマグロをたくさん獲っていた漁船が獲れなくなってしまうという状況になっている。したがって、実際今年の全国近海かつお・まぐろ漁業協会の船の漁獲実績がかなり低くなってしまっているのだが、そういった状況も踏まえ、来年の公的 IQ でどういう枠を設定するかという議論が行われた。結局、私ども水産庁からも提案させてもらったが、各漁船によってクロマグロへの依存度が異なるので、実績のウェートを多くしたほうがいいだろうというような考えがあり、70%ぐらいは漁獲実績をベースに枠を設定したほうがよいのではないかという議論になっていた。30%の部分は、これまで獲っていないのだが、これからクロマグロを獲りたいのだという方、あと獲りたかったが船が故障していて獲れなくて思ったよりも実績を積みなかった方、いろいろな方がおられるので、そういった部分で公平に30%部分は配分しようという議論がなされたところである。ただ、これで皆さん完全に納得していたわけではないことと、あと実際に枠がどういう数字になるのだろうか、そこら辺は漁業者に不安があった。結局それがどこに反映されたかというところ、割当割合の有効期間になる。漁業者の皆さんは割当割合の有効期間を非常に短く設定したがる意見が多かった。したがって、法律上基本5年なのだが、最初皆さんが言っていたのは1年間に設定してすぐ見直そうというような話を言っている方が多かった。ただ、ここで水産庁側から指摘したことは、1年で割当割合を変えていくと、来年1月から制度が始まってIQ制度が運用されるのだが、その途中で来年の5~7月ぐらいにはその次の年のIQの計算方法をどうするかという議論を始めなければならず、それをやるには今年の公的IQの運用に関するノウハウの蓄積が十分ではないだろうという話を私どもからさせてもらった。そういった議論もあり、少なくとも1年間一度制度を回してみても、そのノウハウを踏まえて2年目に70%や30%の考え方を改めて議論しようという形で、資料P24に書かれているような配分方法に落ち着いたというのが経緯である。

あと残りの5、6であるが、割当割合の申請については、11月15日の締め切りを過ぎて私どものところにたくさん割当割合の設定申請が漁業者から来ている。それに基づいて12月15日までに水産庁のほうで70%、30%の計算を行い、割合を設定する。それに基づいて各漁船の配分表が水産庁のホームページに掲載されることになる。IQについては以上である。

残りについてはあまり言うこともないが、国際的なほかのRFMOでのマグロの規制もあり、ご案内の方もだいぶおられると思うが、RFMOごとにいろいろなマグロについて規制を行っている。クロマグロについては、資料P28の左側のWCPFCとIATTCで書かれているものは先ほどのものと同じ内容であるが、そのほか「熱帯マグロ」と呼んでいるのだがメバチやキハダ、カツオの管理措置ももちろん重要な措置で、規定がされている。太平洋



クロマグロの管理措置が基本数量管理ベースになっている側面が強いのだが、熱帯マグロについては、まき網漁船は FADs という人工的に魚を集めるためのいかだのようなものを太平洋に流して、それを使ってカツオを獲るのだが、その際に小型のメバチやキハダが獲れてしまうこともあり、その影響で資源が悪化しているということで、まき網の操業に関するテクニカルな規制が結構課せられているのが熱帯マグロの規制の特徴である。

あと右側の ICATT 大西洋のマグロ類機関がある。こちらでは大西洋のクロマグロの管理をしており、こちらで一時期かなり資源状況が厳しかったのだが、管理措置の強化によって今回復してきているところである。具体的には小型魚、こちらは 30 キロ未満のマグロの採捕を一律原則禁止にしているところが一つ特色である。あとは、漁業の管理措置に合わせて漁獲証明制度という、マグロが例えば地中海で蓄養され、それが加工されて日本に運ばれるまでの間、そういった履歴を全部追えるような証明システムが導入されており、それに基づいて管理措置の裏付けをするというのが特徴である。

最後駆け足になってしまったが、私の説明としては以上である。ありがとうございました。